

新潟市南区みなみ一で地域応援隊募集要項

1 要旨

新潟市南区では、新潟市所有の国指定重要文化財である旧笹川家住宅（以下「笹川邸」という。）の庭園を活用した魅力向上に資する活動を通し広く情報を発信するとともに、地域住民や関係団体と協働しながら、笹川邸及び南区の魅力発信に向けた取り組みを企画するなど、地域活性化に関する活動をしていただくことから、柔軟な発想と熱意を持って本事業に携わる隊員を募集します。

2 募集対象者

- (1) 年齢 18 歳以上（委嘱日時点）
- (2) 生活の拠点を新潟市南区に移して住民票を異動できる方
- (3) 造園業に興味があり地元の協力造園業者で技術指導（週 2 日程度を想定）を受けることができる方 ※造園技能士などの資格を有することが望ましい
- (4) 笹川邸の庭園整備やそれを活用した地域活性化に意欲があり、行政、地域団体及び地域住民と協力し合える方
- (5) 協力隊任期終了後も新潟市に定住意思がある方
- (6) 心身ともに健康で誠実に職務を行える方
- (7) 普通自動車運転免許取得者または当地赴任までに取得できる方
- (8) 地方公務員法第 16 条に規定する欠格事項に該当しない方
- (9) パソコンの一般的な操作（ワード・エクセル、電子メール・SNS 等）ができる方
- (10) 委嘱日から令和 11 年 3 月 31 日まで継続して勤務できる方
（原則任期途中で退任は認められません。また、活動開始時期については、相談のうえ決定）
- (11) 地域要件
現在、3 大都市圏の都市地域（条件不利地域以外の区域）または政令指定都市（条件不利地域以外の区域）に居住しており、任用または委嘱期間を通して生活拠点を新潟市南区に移し、採用後に住民票を異動できる方
※ご自身の現在の居住地（転出地）が、どの区分に該当するかは、次の URL を参考にしてください。なお、詳細については、南区役所地域総務課に確認をお願いいたします。

<地域要件確認表（総務省 HP）>

https://www.soumu.go.jp/main_content/000862229.pdf

- (1 2) 新潟市暴力団排除条例（平成 24 年度新潟市条例第 61 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団、同条第 3 項に規定する暴力団員及び暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものではないこと

3 活動場所

- (1) 主な活動拠点：新潟市南区
(2) 主な勤務地：重要文化財旧笹川家住宅（新潟市南区味方 216）

4 主な活動内容

隊員には、新潟市南区や地域団体及び地域住民と連携した次の活動を期待します。

- (1) 笹川邸の庭園等整備を核とした魅力向上と SNS 等を活用した笹川邸及び新潟市南区の魅力発信
(2) これまでの経験を活かした笹川邸の庭園等の整備及び維持管理
(3) 地元造園業者との連携及び技術取得

5 隊員に求める人物像

- (1) 地元造園業者と連携、協働しながら魅力ある庭園整備を行うとともに、笹川邸を活用した地域活性化に関する活動を、行政や地域団体及び地域住民と行うことができる行動力とコミュニケーション能力
(2) 笹川邸及び地域資源を活かした新しい魅力を創造できる発想力と企画力
(3) 上記活動について SNS 等を活用し魅力を広く発信できる発信力

6 雇用形態等

- (1) 「新潟市南区みなみ一で地域応援隊実施要綱」に基づき、市長が委嘱します。
※市との雇用関係はありません
(2) 初年度は委嘱日から令和 9 年 3 月 31 日までとし、その後は最長で令和 11 年 3 月 31 日まで 1 年ごとに延長可能で、以降の延長はありません。
(3) 隊員として適格でないと認められる場合は、委嘱期間中であってもその職を解くことができるものとします。

7 勤務日数及び勤務時間

勤務は月 20 日（月 100 時間※週 25 時間）を基本としますが、事業の実施状況により変動する場合があります。

※造園業における技術習得等のため、本委嘱業務に支障のない範囲で地元の協力造園業者で就労することも可能です。

8 待遇等

(1) 報酬月額 209,000 円

※活動が月 20 日（月 100 時間）に満たない場合は、日割りまたは時給計算により支給します。

(2) 車両リース費 25,000 円/月（上限）

※隊員所有の車両を使用する場合は支給しません。

(3) ガソリン代 10,000 円/月

※活動日数が月 20 日に満たない場合は、日額 500 円の日割り計算により支給します。

(4) 家賃補助 55,000 円/月（上限）※水道光熱費は自己負担

(5) 地域おこし協力隊として活動する際の旅費や消耗品、施設利用料等は必要に応じて支給します。

(6) 採用月や退職月など活動期間が 1 か月に満たない月の活動経費（住居費含む）は、日割りで計算して支給します。

(7) 業務に支障がない場合は兼業が可能です。届出書の提出が必要です。

9 活動報告

(1) 隊員は、毎月 25 日までに翌月の活動計画書を作成して提出してください。

(2) 計画に沿って活動した日ごとに活動報告書を作成し、市の確認を受けてください。

(3) 1 か月分を月次報告書にまとめ、翌月 5 日までに提出してください。

10 応募手続き

(1) 応募方法

以下の書類ア～ウを窓口直接提出または郵送により提出してください。

ア. 新潟市南区みなみーて地域応援隊応募用紙

※応募用紙は窓口配置のほか、市ホームページからダウンロードできます。

イ. 作文 テーマ：「地域おこし協力隊として取り組みたいこと」

※800 字程度にまとめる（様式は任意）。

※協力隊として自らのスキルを活用し、どのような活動をしたいのかという点を踏まえて書きください。

ウ. 住民票の抄本（1 か月以内に発行のもの）

(2) 提出先

〒950-1292 新潟県新潟市南区白根 1235 番地 南区役所 3 階

新潟市南区役所 地域総務課 (TEL025-372-6440)

※提出方法は郵送のみとなります。

※簡易書留や特定記録郵便など確実な方法で提出してください。

普通郵便による郵便事故等については、責任を負いません。

(3) 受付期間

随時受付

11 選考方法

(1) 第1次選考(書類選考)

(2) 第2次選考(対面もしくはオンライン面接試験)

※第1次選考及び第2次選考の結果については、文書で通知します。

※第1次選考の合格者を対象に第2次選考を行います。

(日程は、第1次選考の結果を通知する際にお伝えいたします。)

※提出書類は返却しませんのでご了承ください。

12 お問い合わせ

新潟市 南区役所地域総務課

〒950-1292 新潟県新潟市南区白根 1235 番地 南区役所 3 階

TEL 025-372-6440

E-Mail chiikisomu.s@city.niigata.lg.jp